

特定信頼性向上設備等の特別償却の償却限度額の
計算に関する付表（旧措法44の5①②、68の26①
②）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（十三） 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	旧44条の5第()項 旧68条の26第()項	旧44条の5第()項 旧68条の26第()項	旧44条の5第()項 旧68条の26第()項
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定信頼性向上設備等の種類等	2	()	()	()
特定信頼性向上設備等の名称	3			
設置した事業所等の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{10 \text{ 又は } 15}{100}$	$\frac{10 \text{ 又は } 15}{100}$	$\frac{10 \text{ 又は } 15}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件				
[旧一項該当] 特定信頼性向上設備の要件に 該当する旨の総務大臣の 証明書の添付の有無	13	有・無	有・無	有・無
[旧二項該当] 基幹放送設備等整備計画又は 基幹放送局設備整備計画について 総務大臣の確認を受けた年月日	14	平・	平・	平・

特別償却の付表（十三）の記載の仕方

1 この付表（十三）は、青色申告法人が平成28年改正前の租税特別措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第44条の5第1項若しくは第2項《特定信頼性向上設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成28年旧措置法第68条の26第1項若しくは第2項《特定信頼性向上設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定信頼性向上設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定信頼性向上設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、平成28年旧措置法第44条の5第1項若しくは第2項又は第68条の26第1項若しくは第2項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には該当項を記載してください。

3 「特定信頼性向上設備等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「特定信頼性向上設備等の名称3」には、特定信頼性向上設備等の名称を記載します。

5 「取得価額9」には、特定信頼性向上設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定信頼性向上設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

6 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 平成28年旧措置法第44条の5第1項又は第68条の26第1項に規定する特定信頼性向上設備に該当する場合…「10」

(2) 平成28年旧措置法第44条の5第2項又は第68条の26第2項に規定する災害対策用基幹放送設備等に該当する場合…「15」

7 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定信頼性向上設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「適用要件」の各欄は、次により記載します。

(1) 「特定信頼性向上設備の要件に該当する旨の総務大臣の証明書の添付の有無13」には、特定信頼性向上設備につき、平成28年改正前の租税特別措置法施行令第28条の8第2項第1号及び第2号又は第39条の55第2項第1号及び第2号に掲げる要件に該当する旨の総務大臣の証明書の添付の有無を記載します。なお、当該証明書の添付がない場合には、平成28年旧措置法第44条の5第1項又は第68条の26第1項の規定の適用はありませんから注意してください。

(2) 「基幹放送設備等整備計画又は基幹放送局設備整備計画について総務大臣の確認を受けた年月日14」には、放送法施行規則第86条の2第1項に規定する基幹放送設備等整備計画又は同規則第101条の2第1項に規定する基幹放送局設備整備計画について、これらの規定による総務大臣の確認を受けた年月日を記載します。